



鳥取県公報

平成 28 年 11 月 8 日 (火)
第 8 8 4 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	身体障害者福祉法による医師の指定 (673) (障がい福祉課) 2
	海面における漁業の免許 (674) (水産課) 2
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (675) (中部総合事務所福祉保健局) 2
◇ 公 告	都市計画の決定案の縦覧 (2件) (技術企画課) 3
	都市計画の変更案の縦覧 (3件) (〃) 4

告 示

鳥取県告示第673号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
脳神経小児科	肢体不自由	成田 綾	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
〃	〃	西村 洋子	〃
消化器内科	肝臓機能障害	的野 智光	〃
心臓血管外科	心臓機能障害	宮坂 成人	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
神経内科	肢体不自由	渡邊 達三	米子市淀江町佐陀2169 米子東病院

鳥取県告示第674号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成28年10月31日に海面における漁業の免許をしたので、次のとおり告示する。

平成28年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 免許番号 海区第16号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
平成28年鳥取県告示第605号（海面における漁業権の免許の内容たるべき事項等。以下「免許内容告示」という。）1(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
免許内容告示1(5)のとおり
- (5) 存続期間 平成28年11月1日から平成30年8月31日まで
- 2 (1) 免許番号 海区第17号
- (2) 漁業権者の住所及び名称
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容
免許内容告示2(1)のとおり
- (4) 制限又は条件
免許内容告示2(5)のとおり
- (5) 存続期間 平成28年11月1日から平成30年8月31日まで

鳥取県告示第675号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法

第51条の規定により次のとおり告示する。

平成28年11月 8 日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
有限会社ピースフルケア	大阪府寝屋川市豊野町12-7	ピースフルケア倉吉	倉吉市見日町600	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	平成 28 年 10 月 31 日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
大栄都市計画道路1・4・1号北条大栄線
- 2 都市計画を定める土地の区域
北栄町東園、西園、由良宿、妻波及び大谷
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び北栄町地域整備課（北栄町土下112）
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間
平成28年11月 8 日から同月29日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
北条都市計画道路1・4・1号北条大栄線
北条都市計画道路1・4・2号和田北条線
- 2 都市計画を定める土地の区域
(1) 北条都市計画道路1・4・1号北条大栄線
北栄町江北、国坂、田井、弓原、下神及び松神
(2) 北条都市計画道路1・4・2号和田北条線
北栄町米里、島、曲、北尾、下神、田井及び弓原
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び北栄町地域整備課（北栄町土下112）
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間
平成28年11月 8 日から同月29日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
羽合都市計画道路1・3・1号羽合泊線
羽合都市計画道路3・5・2号長瀬久留線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
(1) 羽合都市計画道路1・3・1号羽合泊線
湯梨浜町はわい長瀬及び大字久留
(2) 羽合都市計画道路3・5・2号長瀬久留線
湯梨浜町はわい長瀬及び大字久留
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び湯梨浜町建設水道課（湯梨浜町大字久留19-1）
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間
平成28年11月8日から同月29日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
琴浦都市計画道路1・3・1号東伯淀江線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
琴浦町大字槻下
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び琴浦町建設課（琴浦町大字赤碕1140-1）
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間
平成28年11月8日から同月29日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
倉吉都市計画道路1・4・1号和田北条線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
倉吉市和田、寺谷及び北栄町米里
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）、倉吉市管理計画課（倉吉市葵町722）及び北栄町地域整備課（北栄町土下112）

4 縦覧期間及び意見書の提出期間

平成28年11月8日から同月29日まで